

堺市立平井中学校いじめ防止対策基本方針

いじめは、本校すべての生徒に関係する問題であり、学校教育目標を達成するために、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、子どもとつながる学校、家庭、地域が協力し、総がかりで解決しなければならない問題である。また本校では日常的に学級集団づくりや行事において生徒の団結力を高め、いじめがおこりにくい土壌の形成に努めていく。

1、いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応をする。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2、未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 計画的に教職員研修を実施し、生徒理解や発達課題等の障害に対する理解を深め、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・海外から帰国した生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - ・東日本大震災により被災した生徒、または原子力発電所事故により避難している生徒
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3、早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(学校生活観察・いじめ対応チェックリストなど)
※けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(毎学期のアンケート調査・教育相談、連絡ノートなど)
- (3) 子どもの行動を注視する。(いじめ対応チェックリスト、ネットいじめ防止プログラムなど)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、家庭連絡・訪問、オープンスクール、PTA 会議など)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有、小中交流など)

4, 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。また、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5, 「校内いじめ対策委員会 I (アイ) 会議」の設置

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学年生徒指導担当、当該生徒担任、養護教諭を構成員とし、「I 会議」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「I 会議」で直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。
- (5) 次の2点が達成されるまで指導を継続していく。
 - ・いじめに係る行為がなくなり、そのことが少なくとも3か月間継続していること。
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- (6) いじめの様態は、様々あり、その解決に向けて、家庭、地域への啓発を行っていく。

【重大事態への対処】

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

重大事態とは

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・性的な屈辱を受けた場合など

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席するような場合などは迅速に調査に着手)

③「いじめにより転学を余儀なくされた場合」

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったとの申し出があれば、重大事態が発生しているものとして報告・調査に当たる。

6. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話等の SNS を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、様々な場面で注意喚起をおこない、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、関係諸機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに中堺警察署（072-242-1234）に通報し、適切に援助を求める。